

## 注意！ 台風・豪雨・大雪・地震 などの自然災害の後に 「保険を使って無料で住宅を修理 します」などの勧誘のトラブルが多くなります



勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント

すぐに契約しないで、まずチェック☑

チェック  
1

まずはご自身で損害保険会社・代理店へ連絡を！

- ◆保険金の請求は、ご自身で簡単に行うことができます。
- ◆壊れた原因・物が保険の補償対象になるかご自身で確認しましょう。うその理由で保険金請求をすると詐欺に該当する場合があります、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

チェック  
2

修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認

- ◆修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。



◆◆こんな相談が…

保険金申請代行業者が訪問し、台風や大雨で被害を受けたことにして保険金を請求できると勧誘され契約したが、問題はないか。

<アドバイス>

うその理由で保険金を請求することは絶対にしないでください。  
もし事業者から勧められた場合は、契約している保険会社に相談しましょう。

契約などについて心配・不安なことがあれば、消費生活センターへご相談ください。

<相談専用電話> 042-631-5455

# 9月は高齢者悪質商法被害防止 キャンペーン月間です



高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。八王子市では、東京都が実施している高齢者悪質商法被害防止キャンペーンと連携して、リーフレットの配架や特別相談などを実施しています。

契約などについて、少しでも不安になったら、まずご相談ください。周囲の皆さんも、消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。

契約のトラブルなどでお困りの際は、まずご相談ください

## 八王子市消費生活センター



相談専用電話：☎042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

\*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談（午前10時～午後4時）を受け付けています。

- \*相談は無料、秘密は守られます。
- \*クリエイトホール休館日は、電話及びメールフォームによる相談をお受けしています。
- \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階  
電話：042-631-5456 F A X：042-643-0025

### メールフォームによる相談

メールフォームによる相談をお受けしています。ご利用は右の二次元コードまたは下記アドレスから！



<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/002/p007214.html>